

一般社団法人 日本女性心身医学助成金交付規程

第1条（通則）

一般財団法人日本女性心身医学会（以下、「この学会」という。）が行う助成金の交付等については、この規程が定めるところによる。

第2条（研究助成の目的）

この学会の会員が行う、女性の心身の健康と福祉に関連する研究に対し、研究に要する経費を助成することにより、女性の心身相関に関する研究の進歩、向上をはかることを目的とする。

第3条（助成対象）

この学会が助成金を交付する対象は、この学会の会員が行う「女性の心身の健康と福祉に関連する研究」とし、対象者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） この学会の会員である。
- （2） 医療機関・教育機関・研究機関に所属する者である。

第4条（助成制限）

過去にこの学会の助成対象として採択された研究の研究代表者は、再び研究代表者としてこの学会の研究助成に申請することはできない。

第5条（助成金額）

助成金の交付額については、20万円まで（原則1件）とし、理事会の承認を受け決定する。

第6条（助成金の対象経費）

助成金の対象となる経費は、研究活動に必要な直接経費とし、給与等の人件費は除くものとする。

第7条（実施期間）

助成金の対象となる実施期間は、原則として、助成金交付決定後1年以内とする。

第8条（申請手続）

この学会は、公募により助成金の申請を募集するものとする。

2. 助成金交付を希望する者は、次の各号の申請書類を、この学会が定める期日までに提出するものとする。

（1）助成申請書・研究計画書

3. この学会は、必要があると認めるときは、申請者に対して追加の書類等の提出を求めることができる。

第9条（選考方法）

申請書が期間内に提出された場合は、以下の過程を経て選考される。

（1）選考委員会は、将来検討委員会が学会理事および評議員の中から若干名（委員長を含む）を推薦し、幹事会の承認を経て組織する。

任期は2年で再選を妨げない。また、やむを得ない事情が生じた場合、幹事会での審議と決定を経て、任期を解除する場合もある。

（2）選考委員会の審査を経て、理事会が交付対象者を決定する。理事長はその採否及び金額を申請者に通知する。

2. 選考委員会は、選考の過程において必要がある場合は、申請者に追加の説明を求めることができる。

3. 助成対象がなかった場合は、「本年度助成なし」とし、繰越しとしない。

第10条（助成金の辞退）

交付の決定を受けたものは、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退はできないものとする。

第11条（交付決定の取り消し、助成金の返還）

交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、次条に定める変更承認があった場合を除き、助成金の交付決定の取り消し、又は支給した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（1）申請書に記載された活動を実施しなかったとき。

（2）助成金を支給目的に沿わない用途において使用したとき。

（3）申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき。

- (4) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
- (6) 前各号の他、理事会が適当でない判断したとき。

第12条（変更手続）

助成金の交付を受けた者が、助成対象となった活動を変更することとなった場合には、この学会に対して変更申請書を提出し、理事会の承諾を受けなければならない。

第13条（実施報告）

助成金の交付を受けた者は、採択された年度から翌々年3月末までに、報告書と領収書の提出をもって完了報告及び収支報告を行わなければならない。

2. 助成対象として採択された研究は、採択から翌々年までに、この学会学術集会で研究成果を発表すること。

第14条（助成金対象者の公表）

この学会は、助成金の交付を受けた者の公表を実施するものとする。

2. 助成金の交付を受けた者は、採択から3年以内に研究結果をまとめ、この学会の学会誌へ投稿しなければならない。

第15条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、2022年8月22日から施行する。